

令和6年度新潟県立学校実習助手採用選考検査の実施について（公告）

令和6年度新潟県立学校実習助手採用選考検査を次のとおり実施する。

令和5年10月24日

新潟県教育委員会 教育長 佐野 哲郎

採用及び勤務地について

◆ 県立特別支援学校実習助手の採用及び勤務地について

採用は、上越・中越・下越の地区毎とします。採用された地区で専ら勤務することが採用条件となり、原則として、全県的な異動による勤務はありません。（地区については4(1)イを参照）

令和6年度は、下越地区で募集します。

◆ 県立高等学校実習助手の採用について

令和6年度は、農業・工業で募集します。

1 検査の目的

新潟県立学校の実習助手の採用に当たって、選考の資料を得ることを目的とします。

2 出願種別及び募集地区・採用予定数

(1) 一般選考

出 願 種 別	募集地区	採用 予 定 数
ア 県立特別支援学校実習助手	下越地区	1人程度
イ 県立高等学校実習助手「農業」		2人程度
ウ 県立高等学校実習助手「工業」		2人程度

(2) 身体障害者特別選考

2(1)一般選考のすべてで募集します。

3 出願の資格

(1) 一般選考

ア 学校教育法第9条及び地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない者

イ 昭和38年4月2日以降に生まれた者

ウ 高等学校又は中等教育学校を卒業した者、令和6年3月31日までに高等学校又は中等教育学校を卒業見込みの者及び学校教育法施行規則第150条の規定により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

(2) 身体障害者特別選考

3(1)に加えて、以下の要件を必要とします。

身体障害者手帳の交付を受け、その程度が1級から6級までの者

※ 選考検査に際しては、拡大文字・手話・車いす等、障害の内容や程度に応じた配慮を行います。

4 主な職務内容及び勤務場所等

(1) 県立特別支援学校実習助手 [下越地区]

ア 職務内容

実習（作業学習、職業教育等）について、教諭の職務を助ける。

イ 勤務場所

採用地区の県立特別支援学校

該当校10校

採用 地 区	勤 務 場 所
下 越 地 区	新潟よつば学園、江南高等特別支援学校、江南高等特別支援学校川岸分校、西蒲高等特別支援学校、村上特別支援学校、新発田竹俣特別支援学校、駒林特別支援学校、五泉特別支援学校村松分校、佐渡特別支援学校、東新潟特別支援学校

ウ その他

・職務内容に関係した実務経験や資格を有することが望ましい。

・人事異動については、「新潟県立特別支援学校実習助手人事異動方針」により取り扱う。

(2) 県立高等学校実習助手「農業」「工業」

ア 職務内容

- ・農業 農業高校等で、野菜・草花・果樹等の栽培、畜産、測量等の実習指導、農場・道具等の保守・整理整頓などの業務に従事する他、教員としての校務にあたる。
- ・工業 工業高校等で、機械・電気・建築・土木・工業化学・電子等の実習指導、実習機器等の保守・整理整頓などの業務に従事する他、教員としての校務にあたる。

イ 勤務場所 県立高等学校

ウ その他

- ・職務内容に関係した実務経験や資格を有することが望ましい。
- ・採用に当たり勤務地は希望できない。
- ・人事異動については、教諭に準じて取り扱う。
- ・学校の統廃合等により、担当する教科等を変更することがある。

5 選考の日時・場所・内容

(1) 県立特別支援学校実習助手〔下越地区〕（身体障害者特別選考を含む。）

選考は、出願書類審査、筆答検査（論文及び一般教養検査）及び個人面接検査を行います。（ただし、一般教養検査には、「特別支援教育」の基礎的内容を含みます。）

ア 日 時 令和5年12月9日（土）午前9時00分から午後5時00分まで

イ 場 所 新潟県庁（新潟市中央区新光町4番地1）

ウ 内 容 筆答検査（論文及び一般教養検査）・個人面接検査

※ 詳細については、出願後、受検願書受理通知を送付する際に明示します。

(2) 県立高等学校実習助手「農業」「工業」（身体障害者特別選考を含む。）

選考は、出願書類審査、筆答検査（論文及び一般教養検査）及び個人面接検査を行います。（ただし、一般教養検査には、「農業」または「工業」の基礎的内容を含みます。）

ア 日 時 令和5年12月9日（土）午前9時00分から午後5時00分まで

イ 場 所 新潟県庁（新潟市中央区新光町4番地1）

ウ 内 容 筆答検査（論文及び一般教養検査）、個人面接検査

※ 詳細については、出願後、受検願書受理通知を送付する際に明示します。

6 出願について

(1) 用紙の交付

出願の所定用紙は、令和5年10月24日（火）から交付します。

所定用紙は下記ホームページからダウンロードすることができます。この場合、所定用紙は上質紙（白）に両面印刷してください。

義務教育課ホームページ <https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/gimukyoiku/>

高等学校教育課ホームページ <https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kotogakko/>

なお、直接交付を希望する場合は、県立特別支援学校寄宿舎指導員選考検査は県教育庁義務教育課管理第2係、県立高等学校実習助手「農業」「工業」選考検査は県教育庁高等学校教育課管理係において交付します。（ただし、土曜日、日曜日、新潟県の休日を定める条例1号に定める休日を除く。）

郵送で請求する場合は、返信用封筒（角形2号に140円切手をはり、請求者の郵便番号・あて先を明記し、氏名には「様」を必ず付記してください。封筒はのり付き封筒を用いてください。）を必ず同封してください。また、封筒の表には「実習助手受検願書請求」と朱書してください。

(2) 出願書類の提出方法・期限

願書は、「特定記録郵便」による郵送のみ受け付けます。

令和5年10月25日（水）から令和5年11月13日（月）までの間に郵送で提出してください。11月13日（月）の消印まで有効です。封筒の表には、「実習助手受検願書在中」と朱書してください。

(3) 出願に必要な書類

ア 受検願書（所定の用紙）

※ 身体障害者特別選考で、受検上特別な配慮を必要とする場合は、所定欄に具体的に記載してください。

イ 自己申告カード（所定の用紙）

ウ 最終学校の「卒業・修了証明書」、在学する学校の「卒業・修了見込み証明書」、「高等学校卒業程度認定試験合格証明書」のいずれか

エ 最終卒業・修了学校又は在学する学校の学業成績証明書、又は単位取得証明書
(証明者において厳封したものであること。)

※ ウで「高等学校卒業程度認定試験合格証明書」を提出する場合は不要です。また、最終学校の学業成績証明書または単位取得証明書が取得不能の場合は、9(4)の照会先へ連絡してください。

エ 通知用封筒2枚

※ 長形3号に84円切手をはり、郵便番号、あて先を明記し、氏名には「様」を必ず付記してください。また、封筒はのり付き封筒を用いてください。速達を希望する場合は速達代金の切手をはり、速達であることを朱書してください。

身体障害者特別選考の出願の手続は一般選考と同様ですが、「6(3) 出願に必要な書類」の他、身体障害者手帳の写しを提出してください。

7 要項請求先及び出願先

(1) 県立特別支援学校実習助手 [下越地区]

郵便番号 950-8570 新潟市中央区新光町4番地1 新潟県教育庁義務教育課管理第2係

(2) 県立高等学校実習助手「農業」「工業」

郵便番号 950-8570 新潟市中央区新光町4番地1 新潟県教育庁高等学校教育課管理係

*注 県庁専用郵便番号「950-8570」を記載した場合は、所在地の記載を省略することができます。

8 検査結果の通知

(1) 県立特別支援学校実習助手 [下越地区] (身体障害者特別選考を含む。)

選考検査の結果は、令和6年1月下旬までに通知します。

(2) 県立高等学校実習助手「農業」「工業」 (身体障害者特別選考を含む。)

選考検査の結果は、令和6年1月下旬までに通知します。

*注 なお、(1)、(2)で不合格になった者に対して、上記通知の中で本人の選考検査の評定を通知します。

9 その他

(1) 受検願書を提出した方に対しては、受検願書受理通知(検査日時、場所、日程、持参品等併記)を送付します。

(2) 提出した書類は返却しません。

(3) 給与は、当県の給与に関する条例・規則に基づいて決定します。

(4) 検査に関する照会は下記に行ってください。

ア 県立特別支援学校実習助手 [下越地区]

県教育庁義務教育課管理第2係

電話 025-285-5511(代) (内線3858) 緊急電話 025-280-5603

イ 県立高等学校実習助手「農業」「工業」

県教育庁高等学校教育課管理係

電話 025-285-5511(代) (内線3879) 緊急電話 025-280-5610